

第 60 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第 1 事務局における共通専決事項の表14の部 1 の項中「滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この部において「法」という。）」に改め、同部 2 の項事項の欄を次のように改める。

2 法第68条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表第 1 事務局における共通専決事項の表14の部 3 の項事項の欄を次のように改める。

3 法第75条第 1 項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年滋賀県条例第 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

11 博物館に相当する施設の指定の取消し (第31条第2項)		○			
12 博物館に相当する施設の設置者への指導または助言(第31条第4項)				○	
13 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の施行に関すること。					
(1) 学芸員の無試験認定の受験資格の推薦(第9条第3項)				○	
(2) 博物館に相当する施設への報告の要求(第26条)		○			

別表第2第2号の表9の部1(1)の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同部1(2)の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同部1(3)の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表6の部中「以下「法」を「以下25の2までにおいて「法」に、「以下「条例」を「以下26までにおいて「条例」に改め、同表35の部中「滋賀県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(以下38までにおいて「法」という。)」に改め、同表36の部事項の欄を次のように改める。

36 法第68条第1項の規定に基づく 個人情報保護委員会に対する保有 個人情報の漏えい等の報告

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表37の部事項の欄を次のように改める。

37 法第75条第1項の規定に基づく 個人情報ファイル簿の作成および 滋賀県個人情報の保護に関する法律 施行条例第3条第1項の規定に 基づく条例個人情報ファイル簿の 作成
--

別表第3学校以外の教育機関の共通専決事項の表中71の部を72の部とし、44の部から70の部までを1ずつ繰り下げ、同表43の部中「42」を「43」に改め、同部を同表44の部とし、同表42の部を同表43の部とし、同表41の部中「40」を「41」に改め、同部を同

表42の部とし、同表40の部を同表41の部とし、同表39の部中「38」を「39」に改め、同部を同表40の部とし、同表38の部を同表39の部とし、同表37の部の次に次のように加える。

38 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供		○	
--	--	---	--

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・ 個人情報の保護に関する法律の一部改正、滋賀県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定および滋賀県個人情報保護条例の廃止等に伴い、事務に変更が生じるため必要な改正を行う。
- ・ 博物館法および博物館法施行規則の一部改正に伴い、事務の変更が生じるため、必要な改正を行う。
- ・ 教育職員免許法等の一部改正に伴い条項ずれが生じていることから、必要な改正を行う。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

3 施行日

令和5年4月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧							新								
本則および付則 省略							本則および付則 省略								
別表第1 事務局における共通専決事項							別表第1 事務局における共通専決事項								
事務の種 類	事項	合議先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要	事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長						教 育 次 長	課 長	係 長	
1～13 省略							1～13 省略								
14 個人 情報保 護に関 する事 務	1 <u>滋賀県個人情報 保護条例（平成7 年滋賀県条例第8 号）</u> に基づく保有 個人情報の開示、 訂正または利用停 止の請求に対する 決定および通知な らびに保有個人情					○		14 個人 情報保 護に関 する事 務	1 <u>個人情報の保護 に関する法律（平成 15年法律第57号。以 下この部において 「法」という。）</u> に 基づく保有個人情 報の開示、訂正また は利用停止の請求 に対する決定およ					○	

(新設)						
4	個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第40条第1項の規定に基づく個人情報取扱事業者等に対する報告の徴収または立入検査		○			

15～24 省略

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決	専決する者			摘要
				教	課	係	

4	法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供				○	
5	法第146条第1項の規定に基づく個人情報取扱事業者等に対する報告の徴収または立入検査		○			

15～24 省略

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決	専決する者			摘要
				教	課	係	

			育 次 長	長					
		で き な い 事 項							
1～11 省略									
12 博物 館法(昭 和26年 法律第 285号) の施行 に 関 す る 事 務	1 博物館登録要件 の審査(第12条)		○						
	3 博物館登録事項 等の変更(第13条第 2項)		○						

			育 次 長	長					
		で き な い 事 項							
1～11 省略									
12 博物 館法(昭 和26年 法律第 285号) の施行 に 関 す る 事 務	1 博物館の登録(第 13条第1項)		○						
	2 博物館登録に係 る学識経験者の意 見の聴取(第13条第 3項)						○		
	3 博物館登録事項 等の変更(第15条第 2項)		○						
	4 登録博物館設置 者の定期報告の受 理(第16条)							○	
	5 登録博物館設置 者への報告または 資料の提出の要求 (第17条)		○						

3 博物館登録の取 消し（第14条第1 項）		○				
4 私立博物館への 報告の要求（第27 条第1項）			○			
5 私立博物館への 指導または助言（第 27条第2項）			○			
6 博物館相当施設 の指定（第29条）		○				

6 登録博物館設置 者への勧告および 命令（第18条第1項 および第2項）		○				
7 博物館登録の取 消し（第19条第1 項）		○				
8 私立博物館への 報告の要求（第29 条第1項）			○			
9 私立博物館への 指導または助言（第 29条第2項）			○			
10 博物館に相当す る施設の指定（第 31条第1項）		○				
11 博物館に相当す る施設の指定の取 消し（第31条第2 項）		○				
12 博物館に相当す る施設の設置者へ の指導または助言			○			

7	博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の施行に関すること。								
(1)	学芸員の無試験認定の受験資格の推薦（第9条第3項）				○				
(2)	博物館相当施設指定の取消し（第24条）		○						

13 省略

(2) 教職員課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決できない事	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	

	(第31条第4項)								
13	博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の施行に関すること。								
(1)	学芸員の無試験認定の受験資格の推薦（第9条第3項）				○				
(2)	博物館に相当する施設への報告の要求（第26条）		○						

13 省略

(2) 教職員課個別専決事項

事務の種類	事項	合議先	専決できない事	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	

			項				
1～8 省略							
9 教育 職員の 免許に 関する 事務	1 免許状の授与						
	(1) 普通免許状 (教育職員免許 法(昭和24年法律 第147号。以下「免 許法」という。) 第5条第1項、第 16条の2第1項)					○	
	(2) 特別免許状 (免許法第5条 第3項)					○	
	(3) 臨時免許状 (免許法第5条 第6項)					○	
2～6 省略							
10～12 省略							
(3)～(8) 省略							
別表第3 学校以外の教育機関の共通専決事項							
事項	専決する者			摘要			
	所長等	次長等	係長				

			項				
1～8 省略							
9 教育 職員の 免許に 関する 事務	1 免許状の授与						
	(1) 普通免許状 (教育職員免許 法(昭和24年法律 第147号。以下「免 許法」という。) 第5条第1項、第 16条第1項)					○	
	(2) 特別免許状 (免許法第5条 第2項)					○	
	(3) 臨時免許状 (免許法第5条 第5項)					○	
2～6 省略							
10～12 省略							
(3)～(8) 省略							
別表第3 学校以外の教育機関の共通専決事項							
事項	専決する者			摘要			
	所長等	次長等	係長				

1～5 省略				
6	行政手続法(以下「法」という。)および滋賀県行政手続条例(以下「条例」という。)に基づく申請に対する処分に係る審査基準の設定(法第5条第1項、条例第4条第1項)	○		
7～34 省略				
35	滋賀県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施	○		
36	滋賀県個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の決定およびその実施	○		

1～5 省略				
6	行政手続法(以下25の2までにおいて「法」という。)および滋賀県行政手続条例(以下26までにおいて「条例」という。)に基づく申請に対する処分に係る審査基準の設定(法第5条第1項、条例第4条第1項)	○		
7～34 省略				
35	個人情報の保護に関する法律(以下38までにおいて「法」という。)に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施	○		
36	法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告	○		

37	滋賀県個人情報保護条例 に基づく個人情報取扱事務 登録簿の作成		○			37	法第75条第1項の規定に 基づく個人情報ファイル簿 の作成および滋賀県個人情 報の保護に関する法律施行 条例第3条第1項の規定に 基づく条例個人情報ファイ ル簿の作成		○		
(新設)						38	法第109条第1項の規定に 基づく行政機関等匿名加工 情報の作成および同条第2 項の規定に基づく行政機関 等匿名加工情報の提供		○		
38	省略					39	省略				
39	38のうち軽易なもの			○		40	39のうち軽易なもの			○	
40	省略					41	省略				
41	40のうち軽易なもの			○	あらかじめ次 長等が指定し た事項に限る。	42	41のうち軽易なもの			○	あらかじめ次 長等が指定し た事項に限る。
42	省略					43	省略				
43	42のうち軽易なもの			○	あらかじめ次 長等が指定し た事項に限る。	44	43のうち軽易なもの			○	あらかじめ次 長等が指定し た事項に限る。
44~71	省略					45~72	省略				